

盛岡市監査委員告示第 31 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 29 年 7 月 5 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 29 年 5 月 30 日付け 29 盛監第 12 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 市長公室に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成29年 5 月30日付け29盛監第12号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき，次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 東京事務所）

補助金の交付に当たり，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

- (1) 補助金交付要領が定められていないもの
- (2) 全額前金払いした補助金の履行確認において，検査調書の作成が行われていないもの
- (3) 契約の締結において，契約書に公正な職務の執行に係る特記仕様書が添付されていないもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

補助金の交付に当たり，盛岡市補助金交付規則の施行等について（昭和50年10月11日助役通知）に基づき，本年度上半期内に補助金交付要領を定めることとする。

イ 指摘事項(2)について

補助金の履行確認に当たり，地方自治法及び盛岡市財務規則に基づき，検査調書の作成について適正に事務を執行するよう，職場研修で周知徹底した。

ウ 指摘事項(3)について

補助金の交付に当たり，契約書に添付すべき書類について，職場研修で周知徹

底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、通知を認識せずに前例踏襲により事務処理を行ったことによるものである。

職場研修を実施し、盛岡市補助金交付規則の取扱いについて改めて確認するとともに、今後は複数人による書類の確認や、決裁経由者の確認の徹底により再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、補助金精算書の収受に際し、補助金事業の成果が当該補助金交付契約に適合する旨、起案文に記載することで足りるものと誤認したことによるものである。

今後は、地方自治法及び盛岡市財務規則に基づき検査調書を作成し、履行確認書類の様式整備により再発防止に努める。

ウ 指摘事項(3)について

原因は、契約事務の認識不足から契約書に添付する書類の確認が不徹底であったことによるものである。

今後は、チェックリストを活用した複数人による書類の確認や、決裁時における決裁経由者の確認の徹底により再発防止に努める。